

令和6年度 指定地域密着型サービス事業者等運営指導の結果一覧

(1) 運営指導を実施した事業所数

	事業種別				
	地域密着型 通所介護	(介護予防) 認知症対応型 通所介護	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護
対象事業所数 (令和7年3月31日時点)	8	4 (共用型含む)	3	10	1
令和元年度実施数	3	-	1	2	-
令和2年度実施数	-	-	-	-	1
令和3年度実施数	2	-	-	-	-
令和4年度実施数	1	-	-	2	-
令和5年度実施数	4	1	1	4	-
令和6年度実施数	4	-	1	3	-

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止

(2) 令和6年度の項目別の指摘事項・注意事項の件数一覧

(単位：件)

項目	指導区分	事業種別										合計		
		地域密着型 通所介護		(介護予防) 認知症対応型 通所介護		(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護		地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護		指摘	注意	
		指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意			
※指摘事項：改善報告を求める文書レベル 注意事項：改善報告を求めない口頭レベル 網掛け：実施対象外サービス														
第1 基本方針													0	0
第2 人員及び設備基準														
1 従業員の員数		1	5						1				1	6
2 管理者、代表者													0	0
3 労務管理			3										0	3
4 設備及び備品等			2			1							0	3
5 その他													0	0
小計		1	10	0	0	0	1	0	1	0	0	1	12	
第3 運営基準														
1 内容・手続の説明と同意、契約の締結等						1							0	1
2 提供拒否の禁止													0	0
3 サービス提供困難時の対応													0	0
4 受給資格等の確認													0	0
5 要介護認定等の申請等に係る援助													0	0
6 心身の状況等の把握													0	0
7 入退居(所)													0	0
8 サービス提供の記録									3				0	3
9 利用料等の受領、預り金		1	1										1	1
10 保険給付の請求のための証明書の交付													0	0
11 取扱方針						1			3				0	4
12 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等			4			1	2	1					2	6
13 介護、食事													0	0
14 社会生活上の便宜の提供等													0	0
15 利用者に関する市への通知													0	0
16 緊急時等の対応													0	0
17 管理者等の責務等													0	0
18 運営規程、重要事項説明書		1	4			2	3	2					4	8

※指摘事項：改善報告を求める文書レベル 注意事項：改善報告を求めない口頭レベル		事業種別										合計	
		地域密着型通所介護		(介護予防)認知症対応型通所介護		(介護予防)小規模多機能型居宅介護		(介護予防)認知症対応型共同生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
項目	指導区分	指摘		注意		指摘		注意		指摘		注意	
		第3 運営基準											
19	勤務体制の確保等		4				1	1	2			1	7
20	定員の遵守											0	0
21	業務継続計画		2										
22	協力医療機関											0	0
23	非常災害対策	2	1						1			2	2
24	衛生管理等		3						1			0	4
25	掲示											0	0
26	秘密保持等		4				1		2			0	7
27	広告											0	0
28	苦情処理											0	0
29	調査への協力等											0	0
30	地域との連携等		3				1		1			0	5
31	事故発生時の対応		1						1			0	2
32	虐待の防止								1				
33	会計の区分											0	0
34	記録の整備		3				1		2			0	6
35	その他											0	0
	小計	4	30	0	0	0	9	6	20	0	0	10	59
第4 変更の届出等													
1	変更、再開の届出		1						2	1		2	2
2	廃止、休止の届出												
3	介護給付費算定に係る体制等に関する届出											0	0
	小計	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	2	2
第5 介護給付費の算定及び取扱い													
1	基本報酬		1									0	1
2	各種加算・減算	3	4					2	1			5	5
	小計	3	5	0	0	0	0	2	1	0	0	5	6
	合計	8	46	0	0	0	10	10	23	0	0	18	79

(3) 令和5年度指導事例

項目	指導内容	指摘	注意
第2 人員及び設備基準			
1 従業員数	【地域密着型通所介護】 機能訓練指導員の勤務日・勤務時間が過少な状況が続いています。利用者の状況を把握し、機能訓練を安全に行うためにも、機能訓練指導員の配置について、改善してください。	1	
	生活相談員は、サービス提供日ごとに提供時間帯を通じて1以上配置してください。		2
	看護職員の勤怠管理の記録誤りが確認されました。また、機能訓練指導員の出勤・退勤の記録がありませんでした。人員配置や加算の要件に関わる場合もありますので、勤務実績がわかるよう、出退勤時には、忘れずに記録するようにしてください。		1
	生活相談員と看護職員を兼務している職員について、どちらもサービス提供時間中の勤務が必要ですが、勤務時間が重複していました。それぞれの人員基準を満たす体制となるよう改善してください。		1
	機能訓練指導員として、介護福祉士が配置されていました。介護福祉士は機能訓練指導員の資格として認められていませんので、資格を有する者に変更してください。		1
	【認知症対応型共同生活介護】 日中に介護従業者が一人もいない時間帯が生じていました。ユニットごとに、1日を通じて介護従業者の勤務がない時間帯が生じないように配置してください。		1

3 労務管理	【共通】		
	「時間外労働・休日労働に関する協定」(36協定)を締結し、労働基準監督署に届出てください。		1
	従業員の健康診断について、1年以内ごとに1回実施してください。		1
4 設備及び備品等	雇用期間が定められている従業員の雇用契約が更新されていませんでした。雇用を継続する場合は、適切に雇用契約を締結してください。		1
	【地域密着型通所介護】		
	静養室は利用者のプライバシーが確保できるように配慮してください。		1
第3 運営基準	【共通】		
	個人の健康状態やサービス提供の報告が綴られたファイルがキッチンの近くの棚に置かれていました。これらは個人のサービス提供の記録に該当するものですので、他の利用者が閲覧できないよう配慮し、鍵のかかる場所等に保管するようにしてください。		1
	カーテンは防炎のものにしてください。		1
1 内容・手続の説明と同意、契約の締結等	【共通】		
	食材費の料金変更について、利用者の同意が得られていない事例がありました。利用料金について変更があった場合は、利用者全員に説明の上、同意を得るようにしてください。		1
8 サービス提供の記録	【認知症対応型共同生活介護】		
	被保険者証に退居日の記載が漏れている事例がありました。利用者の保険給付サービスの提供に制限が生じますので、退居に際しては、退居の年月日を利用者の被保険者証に記載してください。		3
9 利用料等の受領、預り金	【地域密着型通所介護】		
	利用者からの徴収できる費用以外の利用料を徴収している事例がありましたので、内容を確認し、利用者へ返還してください。 【徴収できない費用】 ・外出訓練時のガソリン代 ・施設の冷暖房代	1	
	領収書に医療費控除額の記載がありませんでした。領収書には医療費控除対象者であるかを事業者が確認した上で医療費控除額を記載してください。地域密着型通所介護と併せて利用した場合、医療費控除の対象となる医療系サービスは次のとおりです。 ・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・(介護予防)通所リハビリテーション ・(介護予防)短期入所療養介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型かつ訪問看護サービス利用の場合) ・看護小規模多機能型居宅介護(上記サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る)		1
11 取扱方針	【小規模多機能型居宅介護】		
	利用者の居宅サービス計画の作成にあたり、サービス担当者会議が、計画作成後に実施されている事例がありました。 居宅サービス計画を効果的かつ実現可能なものとするためには、サービス担当者会議による専門的な意見の聴取し調整することが重要ですので、改善に努めてください。		1
	【認知症対応型共同生活介護】		
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、運営推進会議を活用して実施されています。当該委員会は身体拘束の適正化を図るため、事例の集計、分析、適正性と適正化策を検討することが望まれますので、事業所の従業者および第三者だけでなく、専門家を活用した構成を検討し、定期的開催するようにしてください。		1
	身体拘束適正化・虐待防止のための指針に記載されている「身体拘束・虐待委員会」の開催回数が年2回の実施とされていました。 身体拘束の適正化に関する委員会の開催は3ヶ月に1回以上の実施とされていますので、修正してください。		1
	身体拘束適正化・虐待防止のための指針に記載されている「身体拘束・高齢者虐待防止に関する研修」の開催回数が年1回の実施とされていました。 身体拘束の防止のための職員研修は年2回以上の実施が求められていますので、修正してください。		1
12 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	【認知症対応型共同生活介護】		
	認知症対応型共同生活介護計画の内容が利用者一律の生活スケジュールになっており、利用者個別の状況が反映されていませんでした。利用者の生活リズムや心身の状況、希望等を把握した上で、1日のスケジュールを含め当該計画書を作成してください。	2	
	【共通】		
	計画の利用者同意日について記載漏れがありました。記載漏れがないように注意してください。		2
	計画の作成及び利用者家族からの同意がサービス提供開始後となっていました。当該計画は、サービス開始前に作成し、利用者またはその家族から同意を得てください。その後、必要に応じて当該計画の変更を行うようにしてください。		1
	【地域密着型通所介護】		
	利用者ごとに居宅サービス計画の内容に沿って地域密着介護計画の作成をしてください。		3

18 運営規程、重要事項説明書	【共通】	1	
	利用料の徴収について運営規程に、徴収する費用、徴収する金額を定めてください。 また、利用者から利用料を徴収する際には、その内容と費用について説明、同意を得てください。		
	重要事項説明書が運営規程と一致していませんでした。内容を確認し、修正してください。 【修正を要する箇所】 ・従業員の員数 ・事業の実施地域		1
	運営規程に記載すべき事項の不足及び実態と相違する事項がありましたので改善してください 【追加すべき事項】 ・虐待の防止に関する措置 【実態と相違している事項】 ・法定代理受領に係る利用者の負担割合		1
	運営規程と重要事項説明書において、法定代理受領サービスの利用者負担額の記載に不足がありましたので、変更してください。		1
	運営規程に記載されている利用料のうち、利用料の徴収時期が実態と相違していました。内容を確認し修正してください。		1
	運営規程に記載されている内容が実態と相違していました。内容を確認し修正してください。 【実態と相違している事項】 ・介護支援専門員の常勤・非常勤の別		1
	重要事項説明書の内容に記載すべき内容に不足がありました。 次の事項について追加してください。 【不足事項】 ・事故発生時の対応 ・第三者評価の実施の状況		3
	【認知症対応型共同生活介護】	2	
	運営規程は共同生活住居ごとに作成してください。		
19 勤務体制の確保等	運営規程に記載されている内容のうち、運営基準を満たしていない記載がありました。 内容を見直し、運営基準を満たすように修正してください。 【記載内容が基準を満たしていないもの】 ・非常災害対策訓練の回数 年1回以上→年2回以上 ・身体拘束適正委員会の開催間隔 6ヶ月→3ヶ月	1	
	【認知症対応型共同生活介護】	1	
	従業員の勤務の体制が、職種ごと、ユニットごとに管理されていませんでした。 勤務表の作成にあたっては、ユニットごとに従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、各職種ごとの配置、兼務関係を明確にし、勤務体制を管理するようにしてください。 ※前回運営指導時注意事項		
21 業務継続計画	【共通】		7
	複数の職種を兼務している者の勤務状況が職種ごとに管理されていませんでした。 勤務表は従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、各職種ごとの配置、兼務関係を明確に作成し、勤務状況を管理してください。		
	【共通】	1	
災害に係る業務継続計画は簡易版ではなく、平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携について、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、および、災害時に早期の業務再開を図るための具体的な計画を策定してください。			
23 非常災害対策	業務継続計画に記載すべき項目が不足していましたので、内容を確認し修正してください。 【記載すべき事項】 (感染症) ・平時からの備え ・初動対応 ・拡大防止体制の確立 (災害) ・平時からの備え ・緊急時の対応 ・他施設・地域との連携		1
	【共通】	2	1
非常災害に備え、定期的な避難、救出訓練等を年2回以上実施してください。			
24 衛生管理等	【認知症対応型共同生活介護】		1
	非常災害に備え、事業所において定期的な避難、救出訓練等は年2回実施していましたが、いづれも日中想定訓練になっていました。 年2回以上実施するうちの1回は夜間想定として実施してください。		
	【共通】	1	
感染症の蔓延を防ぐため、嘔吐物処理セットを設置し、保管場所を職員に周知してください。			
薬剤等の保管については利用者の安全に配慮し、適切な管理をしてください。			
24 衛生管理等	キッチンタオルが共用になっていました。感染症予防のためにも使い捨てペーパータオルを利用するなど適切な管理をしてください。		1
	【共通】		1

26 秘密保持等	【共通】 利用者の個人情報等にかかる守秘義務についての規定が、退職後5年と定められていたもので、修正を検討してください。		1
	利用者家族の個人情報を取り扱う場合は、利用者家族からの同意をあらかじめ文書により得てください。 また、利用者の署名を代筆した場合、代筆した者についても記載するようにしてください。		6
30 地域との連携	【共通】 運営推進会議は概ね6か月に1回以上開催するようにしてください。		1
	運営推進会議の記録を掲示又は備え置き等により公表してください。		4
31 事故発生時の対応	【地域密着型通所介護】 同じ機能訓練機器において短期間で複数回のヒヤリハットの発生記録がありましたが、再発防止策の検討を行っていませんでした。事故を未然に防ぐための再発防止策を検討してください。		1
	【認知症対応型共同生活介護】 重大な事故とはなっていませんが、短期間に転倒事故が多発していました。事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。		1
32 虐待の防止	【認知症対応型共同生活介護】 身体拘束適正化・虐待防止のための指針に記載されている「身体拘束・高齢者虐待防止に関する研修」の開催回数が年1回の実施とされていました。 虐待の防止のための職員研修は年2回以上の実施が求められていますので、修正してください。		1
34 記録の整備	【共通】 タイムカードの打刻漏れが確認されましたので、出退勤時にはタイムカードを打刻するようにしてください。		1
	出退勤のシステムの打刻漏れがありました。打刻漏れないよう注意してください。		1
	サービス提供の記録に一部記載漏れがありました。提供した具体的なサービスの内容等については漏れないように記録をしてください。		1
	サービス提供が修了した利用者に係る個別サービス計画書が確認できませんでした。当該計画書はサービス修了から5年間は保存する必要がありますので、保存管理を徹底してください。		1
	【地域密着型通所介護】 機能訓練指導員の出勤状況が確認できませんでした。 同一法人内の他事業所と兼務している場合は、それぞれの出勤状況が分かるように記録を残してください。		1
	送迎の記録が確認できませんでしたので、記録方法について検討してください。		1
第4 変更の届出等			
1 変更、再開の届出	【共通】 運営規程の内容に変更があった場合には、10日以内に市へ届け出てください。	1	1
	運営規程の利用料金が変更されていましたが、届出がされていませんでした。 運営規定を変更した場合は、10日以内に市へ届け出てください。		1
	【認知症対応型共同生活介護】 介護支援専門員の変更に際し、変更の届出がされていませんでした。介護支援専門員の氏名等に変更があった場合には、10日以内に市へ届け出てください。	1	
第5 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本報酬	【地域密着型通所介護】 保険対象外サービスとして提供されている理美容サービスの時間が通所サービスの利用時間に含まれていました。 理美容サービスを実施した場合は、当該サービスに要した時間を記録し、地域密着型通所介護計画に位置付けられた標準的なサービス提供時間から理美容サービスに要した時間を控除した時間数に応じて、地域密着型通所介護費を算定してください。		1
2 各種加算・減算	【共通】 キャリアパス要件を含め、介護職員等処遇加算計画の内容について職員に説明してください。	1	
	介護サービス情報公表システムを活用し、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取組内容を公表してください。	1	
	キャリアパス要件Ⅱのうち、資格取得のための支援の実施について、資格取得の費用を事業所で全額負担しないのであれば、事実上則した内容としてください。		1
	職場環境等要件の各6区分の内容について、確実に実施してください。		1

2 各種加算・減算	介護職員等処遇改善加算の算定にあたり、キャリアパス要件 I（任用要件・賃金体系）の内容が確認できませんでした。任用等の要件及び賃金体系について定め、その内容についての根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知してください。		1
	賃金改善を行う方法（キャリアパス要件を含む）等について介護職員等処遇改善計画書を用いて処遇改善の内容を職員に周知してください。		1
	送迎の記録が確認できないものがありましたので自主的に点検を行った上で保険者に返還し、別添様式により報告してください。	1	
	看取り介護加算は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届出している必要がありますが、基準を満たしていない要件が確認されました。 次の内容について実施してください。 【基準を満たしていない要件】 ・入居の際に、利用者又はその家族等に対して、看取りに関する指針の内容を説明し、同意を得ること。	1	
	医療連携体制加算は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届出している必要がありますが、基準を満たしていない要件が確認されました。 次の内容について実施してください。 【基準を満たしていない要件】 ・入居の際に、利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ること。	1	
	医療連携体制加算の算定について、看護師による24時間連絡体制の確保がされていますが、当該連絡体制について、雇用契約書等で明示し、同意を得るようにしてください。		1